

青森県監査委員 殿

青森県公文書開示審査会

会 長 石 田 恒 久

青森県情報公開条例第14条第1項の規定に基づく諮問について（答申）

平成10年7月7日付け青監査第69号による下記の諮問について、別紙のとおり答申
します。

記

平成8年度及び平成9年度に実施された県外事務所を対象とする監査の復命書に係る部
分開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

第 1 審査会の結論

青森県監査委員（以下「実施機関」という。）は、監査結果概要を別記 1 の非開示とすべき記載事項を除き開示することが妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 公文書開示請求

異議申立人は、平成 10 年 4 月 21 日、青森県情報公開条例（平成 7 年 10 月青森県条例第 44 号。以下「条例」という。）第 5 条の規定に基づき、「県外事務所における財務監査に係る復命書（H8～9 年度実施分）」について、公文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、平成 8 年度において北海道事務所、東京事務所、名古屋事務所及び大阪事務所を対象として地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 4 項に基づき実施された監査（以下「定期監査」という。）並びに平成 9 年度において北海道情報センター、東京事務所、名古屋情報センター、大阪情報センター及び福岡情報センターを対象として実施された定期監査に係る復命書を対象公文書として特定した上で、当該対象公文書のうち、平成 9 年度において大阪情報センター及び福岡情報センターを対象として実施された定期監査以外の定期監査に係る復命書の監査結果概要（以下「本件公文書」という。）並びに平成 9 年度において大阪情報センター及び福岡情報センターを対象として実施された定期監査に係る復命書を条例第 10 条第 8 号に該当するとして非開示とする部分開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成 10 年 5 月 1 日、異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、平成 10 年 7 月 1 日、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）第 6 条の規定に基づき、異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、本件公文書を非開示とした部分の取消しを求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、総合すると、おおむね、次のとおりである。

- (1) 本件処分のうち、本件公文書を非開示とした部分においては、非開示の理由として条例第10条第8号を概念的に適用していると考えられる。このことは、公文書の開示を求める権利が十分に尊重されるように、条例の解釈・運用について慎重な判断を求めている条例第3条の規定に違反している。
- (2) 監査復命書等の監査資料は、県民の信頼を確保し、公正で合理的かつ効率的な県行財政を確立するためにも開示すべきであり、隠蔽すべきものではない。本件処分のうち、本件公文書を非開示とした部分は、住民が主権者である地方自治の本旨、開かれた県政をめざした条例の趣旨、監査業務は県民が実施機関に付託したものであるという考えを否定した処分であり、裁量権を逸脱した不当なものである。
- (3) 地方自治体の監査は、法令に基づき権限が付与されており、執行されるものである。各々の被監査側はこのことを認識しており、誠実に自発的に監査を受けることが法令によって要請されている。公的財政支出を受ける公所が監査を拒否できる制度は存在しない。監査は権限に基づき厳正に執行されるものであるから、被監査側の協力度合いによって、監査の公正さ、円滑な執行が左右されることは本来ありえないものである。
- (4) 監査資料は公開されることにより、事務の不正又は不適正執行を防ぐ抑止効果を持つ。法令に基づいて作成された本件公文書が公開されることにより、被監査側は一層公正で合理的かつ効率的な運営に努めることは考えられるが、公正で合理的かつ効率的な県行財政の確立が損なわれることはない。なぜなら、公開された内容が法令に違反することを含め、非効率的で、不誠実に事務が執行されていたことが明らかになったなら、県民世論の指弾を受けることになるからである。

- (5) 本件公文書において、具体的な監査手法、重点的に着目している事項、実施機関が不適切な事項として取り上げるかどうかの具体的判断基準が明らかにされたとしても、法律の施行を明らかにすることにより、ある種の行為を停止させ、又は促進させるのと同様、被監査側には最低限の遵守事項、適正な事務の執行基準を明示し、また警告も含むことから、一層の公正で合理的かつ効率的な県行財政の推進に役立つことが期待される。
- (6) 具体的な監査手法、重点的に着目している事項、実施機関が不適切な事項にどのような点が該当すると判断するかは、監査が義務付けられている被監査側は青森県財務規則（昭和39年3月青森県規則第10号）を含む法令に則り事務を執行しているのであるから、これら法令により事前に知り得ている。また、定期的に監査は行われているのであるから、経験的に知り得ている点も少なくないものと考えられる。
- (7) 具体的な監査手法、重点的に着目している事項、実施機関が不適切な事項として取り上げるかどうかの具体的判断基準が実施機関内部でのみ知り得ている監査の有効な準則であるとしても、予算執行の適正化に係る改善策の内容を超えるものではない。
なぜなら、予算執行の適正化に係る改善策は、現在において可能な限りの強力かつ有効な監査手法が採用されたはずだからである。
この予算執行の適正化に係る改善策の内容は被監査側も知り得ているものである。
よって、本件公文書が開示されたとしても、将来にわたり監査業務の執行に著しい支障を来すおそれがあるとは考えられない。
- (8) 法令に要請されて作成しなければならない本件公文書に、公開できない、秘密性を帯びた情報やプライバシー情報が記載されているとは考え難い。公開しない秘密厳守の情報とは、不正若しくは不適正な事務に係る情報であることを想像せしめる。公務執行上で派生し、公務に関した適正な情報であるなら、第三者に公開しないことを約束する必要性はない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が非開示とした理由は、総合すると、おおむね、次のとおりである。

1 監査結果報告書及び復命書について

実施機関の事務局職員（以下「事務局職員」という。）が実施する監査は、青森県監査委員監査事務処理要綱（以下「要綱」という。）第4条の規定に基づき、監査委員に命じられて実施する予備監査であるが、予備監査を実施したときは、監査委員に対して

要綱第13条の規定に基づく監査結果報告書の提出あるいは復命書による復命をすることになっている。

監査結果報告書及び復命書の作成の意義は、被監査側から提出された監査資料のほか、監査実施過程で入手した資料や各監査対象項目の監査結果を記録整理し、監査委員の意思形成の重要な根拠とすることであり、その構成は、次のとおりである。

- (1) 呈覧・監査結果報告書又は復命書
- (2) 監査結果指摘事項
- (3) 講評文
- (4) 監査結果概要

2 条例第10条第8号の該当性について

(1) 監査の目的は、監査を通じて公正で合理的かつ効率的な県行政の運営確保に寄与するところであり、監査に関する情報については、将来の監査事務の実施の目的が損なわれたり、監査事務の公正・円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれのあるものについては、監査実施後であっても開示しないこととしている。

(2) 監査結果報告書及び復命書のすべてを開示することになれば、具体的な監査手法、監査で重点的に着目している事項及び実施機関が不適切な事項として取り上げるかどうかの具体的判断基準が明らかにされることとなる。このことにより、監査の持つ牽制作用が低下し、監査に対する緊張感が希薄となり、不適切な事項でも実施機関が取り上げる基準に達しなければ許されるといった誤った理解がなされることや、不適切な事項に該当する関係書類を故意に提出しないことや、あるいは監査逃れの不適切な会計処理が行われることなどが懸念される。このような事態を招くことになれば、監査実施の目的が大きく損なわれることになる。

(3) 監査を公正かつ円滑に行うためには、関係資料のすべてについて提示してもらう等十分な証拠資料を入手して実施することが必要であり、このため、相手方の積極的な協力・対応が不可欠である。

実施機関が収集した情報には、第三者に公開しないことを前提として任意に提供してくれた情報や被監査側では公文書扱いとなっていない担当者限りのメモ等もあるが、それらを開示することになれば、被監査側の実施機関に対する無用な警戒心を起こさせ、今後、資料の提出や監査への協力が得られず、監査効率が著しく低下するということが相当の蓋然性をもって予想され、監査の円滑な執行に支障が生ずるおそれがある。

(4) 被監査側の十分な監査協力が得られず、事務執行の適否の判断に当たって必要な資

料が入手できない事態や十分な説明を得られない事態となれば、適切な監査判断を行うことができるかどうか危惧される。監査が不十分なものになれば、実施機関は、監査を通じて公正で合理的かつ効率的な県行政の運営確保に寄与することが困難となり、結果的に実施機関の職務遂行に支障が生ずるおそれがある。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方について

条例は、いわゆる県民の知る権利に資するべく、県民の公文書の開示を求める権利を明らかにしたものであり（第1条）、条例では、「実施機関は、県民の公文書の開示を求める権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と定められている（第3条）。

この趣旨から、条例は、原則開示の理念に立って、解釈・運用されるべきものである。

2 本件公文書について

(1) 定期監査は、毎会計年度少なくとも1回以上期日を定めて地方自治法第199条第1項に定める普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理の監査を実施するものである。

また、予備監査は、要綱第4条の規定に基づき、監査委員が事務局職員に命じて実施させることができる監査で、監査委員による監査（以下「委員監査」という。）に先行して実施されるものである。

実施機関は、県外事務所を対象として定期監査を実施する場合、通常、予備監査と委員監査を同時期に実施しており、この場合において、予備監査の結果を委員監査を実施する監査委員に報告するため、要綱第13条第1項の規定に基づき当該監査委員に提出されるのが監査結果報告書である。また、事務局職員は、要綱第13条第3項の規定に基づき、帰庁後、呈覧（要綱第6号様式）に監査を実施した年月日及び監査委員の氏名等を記載し、当該呈覧（要綱第6号様式）を監査結果報告書に付して監査委員等に呈覧しているものである。

呈覧（要綱第6号様式）を付された監査結果報告書は、県外事務所の予備監査を用務とする旅行命令に対する事務局職員の復命書を兼ねるものであるので、本件開示請求の対象公文書として実施機関が特定した復命書とは、すなわち、呈覧（要綱第6号様式）を付された監査結果報告書である。なお、この監査結果報告書には、呈覧（要綱第6号様式）の他に、要綱第5条第1項の規定に基づく監査委員による講評（以下「講評」という。）の内容が記載された文書や、講評ではないが監査委員が特に必要があるものとして言及した内容が記載された文書が付されているものもある。

(2) 本件公文書は監査結果報告書を構成するものであり、監査項目、監査の内容及び指摘事項等の有無等が記載される監査結果概要（要綱第4号様式（その3））、実施機関が要綱第3条の規定に基づき被監査機関である県外事務所から定期監査を実施する前にあらかじめ提出させた監査調書及びその他監査に必要な書類等並びに監査過程で必要と判断されて収集された文書の写し等から構成されている。

3 条例第10条第8号の該当性について

(1) 条例第10条第8号では、「県の機関又は国等の機関が行う検査、監査、取締り、試験、入札、徴税、争訟、交渉、渉外、人事その他の事務に関する情報であって、開示することにより、当該事務若しくは将来の同種の事務の実施の目的が損なわれ、又はこれらの事務の公正若しくは円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれのあるもの」に該当する情報が記録されている公文書については、実施機関は、開示しないことができる」と定められている。

この趣旨は、行政が行う検査等の事務の実施に関する情報の中には、開示することにより、これらの事務の目的の達成を困難とするものや、これらの事務の公正又は円滑な執行を著しく妨げるものがあり、その結果、県民全体の利益が損なわれるおそれのある場合もあるため、そのような情報は、非開示とするというものである。

この場合において、「著しい支障が生ずるおそれ」があるかどうかについては、「おそれ」の有無及び程度を客観的、具体的に判断しなければならないと解される。

(2) そこで、本件公文書に記録されている情報が、同号に該当するかどうかについて検討する。

ア 実施機関は、本件公文書を開示すれば、具体的な監査手法、監査で重点的に着目している事項及び実施機関が不適切な事項として取り上げるかどうかの具体的判断基準が明らかにされ、そのことによって、監査の持つ牽制作用が低下し、不適切な事項でも実施機関が取り上げる基準に達しなければ許されるといった誤った理解がなされることや、不適切な事項に該当する関係書類を故意に提出しないことや、あるいは監査逃れの不適切な会計処理が行われることなどが懸念され、このような事態を招くことになれば、監査実施の目的が大きく損なわれることになる」と主張する。

イ まず、本件公文書に実施機関が不適切な事項として取り上げるかどうかの具体的判断基準が記載されているとは認められない。

次に、監査で重点的に着目している事項が明らかになるとの主張であるが、確かに、本件公文書には、食糧費、需用費、旅費等、監査項目によっては監査の対象を抽出する基準が記載されている部分があるが、これはあくまで監査対象の抽出基準であり、当該基準から監査で重点的に着目している事項が明らかになるとは言えな

い。また、監査結果概要（第4号様式（その3））の監査の内容の欄に記載される内容及び添付されている文書の写しの量等から、監査で重点的に着目している事項が推測される可能性がないとは言えないが、客観的に明らかになるとは言えない。

また、監査手法が明らかになるという主張についてであるが、確かに、本件公文書には、監査対象の抽出基準、監査項目及び財務事務の適正性を判断するために確認された書類名等が記載されていること並びに監査過程で必要と判断されて収集された文書の写し等が含まれていることから、実施機関の監査手法の一部が分かるものである。

しかしながら、本件公文書は、県の機関を対象に実施される定期監査に係るものであり、定期監査は基本的に県のすべての機関を対象として毎年度実施されているものである。また、定期監査は、財務事務を監査するが、県の職員であれば財務事務の監査に必要となる書類にどのようなものがあるのかということについては、容易に判断できると思われる。これらのことから、県の職員であれば監査項目としてどのようなものがあり、どの監査項目についてどのような書類に基づき監査が実施されるかということについては知り得るものであると言えるが、そのことによって、今までに、定期監査の牽制作用が低下したり、定期監査の目的が大きく損なわれるといった事態が生じたということは認められず、今後においても、そのような事態が生ずるとは認められない。

ウ また、実施機関は、実施機関が収集した情報には、第三者に公開しないことを前提として被監査側により任意に提供された情報や被監査側では公文書扱いとなっていない担当者限りのメモ等もあるが、それらを開示することになれば、被監査側の実施機関に対する無用な警戒心を起こさせ、今後、資料の提出や監査への協力が得られず、監査効率が著しく低下するということが相当の蓋然性をもって予想され、監査の円滑な執行に支障が生ずるおそれがあると主張する。

エ しかし、定期監査は地方自治法の規定に基づき実施されるものであること及び対象となる機関は県の機関であり、県の職員は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第32条の規定において法令及び条例等に従う義務を課されていることから、定期監査の被監査側は、実施機関の行う監査に誠実に応える義務が当然にあるというべきであり、定期監査の被監査側においてもそのような認識でいることは明らかである。したがって、定期監査の被監査側が任意で提供した情報等が開示されたからといって、定期監査の被監査側の協力が得られなくなるということは認められない。

オ よって、本件公文書に記録されている情報は、実施機関の主張する理由では同号に該当しない。

4 実施機関の主張する理由以外の理由での非開示事項の該当性について

(1) 本件公文書には、実施機関からの主張がなかった条例第10条第3号に該当すると思われる情報及び実施機関が主張する理由以外の理由により条例第10条第8号に該当すると思われる情報が記録されているので、各号の該当性について検討する。

(2) 条例第10条第3号の該当性について

ア 条例第10条第3号本文では、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」に該当する情報が記録されている公文書については、実施機関は、開示しないことができると定められている。

この趣旨は、プライバシーに関する情報については、個人の尊厳を確保し、基本的人権を尊重するという観点から最大限に保護されるべきであるが、プライバシーは、個人の内面的な意識の問題であり、また、個人差があることから、その具体的な内容や保護すべき範囲を明確に規定し尽くすことは極めて困難であるため、「特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」と包括的に規定し、そのような情報は原則として、非開示とするというものである。

イ まず、本件公文書に記録されている情報が同号本文に該当するかどうかについて検討する。

(ア) 本件公文書には、

- a 報酬の受給者氏名及び金額
- b 健康保険、厚生年金保険、雇用保険、所得税及び地方税の支払者氏名並びに金額
- c 扶養手当、住居手当、通勤手当及び児童手当の受給者氏名及び金額並びにその家族状況、住居の状況及び通勤方法
- d 賃金の受給者氏名及び金額
- e 謝金の受給者氏名及び金額
- f 特定の県職員の出張に係る宿泊場所の名称、住所、郵便番号及び電話番号
- g 贈答品を受ける者の職名及び氏名
- h 懇談会の相手側出席者の職名及び氏名

等の個人に関する情報が記録されているものである。

(1) これらの情報は、特定の個人及び特定の個人の収入、健康保険料、厚生年金保

険料、雇用保険料、所得税額、地方税額、家族状況、住居の状況、通勤方法並びに出張に係る宿泊場所等を示すものであり、同号本文に該当する情報である。

ウ 次に、同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「イ 法令又は他の条例の規定により何人でも閲覧することができる情報」、「ロ 公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」又は「ハ 法令又は他の条例の規定に基づく許可、免許、届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認められるもの」に該当する場合は、開示すると定めているので、同号ただし書の該当性について検討する。

(ア) まず、上記のイの(ア)に掲げる情報には、同号ただし書イ及びハに該当するものはない。

(イ) 次に、同号ただし書ロの該当性について検討する。

報酬の受給者氏名、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、所得税及び地方税の支払者氏名並びに賃金の受給者氏名は、県外事務所の職員個人の私的な情報であるが、県職員の勤務先、県職員が報酬等を受給していること及び健康保険料等を支払っていることは一般に明らかであると考えられるので、報酬の受給者氏名、健康保険、厚生年金保険、雇用保険、所得税及び地方税の支払者氏名並びに賃金の受給者氏名については、公表されることが県外事務所職員の了承の範囲内にあると考えられる。また、贈答品を受ける者の職名の中には、県が行う事業への協力に対するお礼等、事業の一環として行われる場合に係るものがあり、これらの情報については、公表されることが贈答品を受ける者の了承の範囲内にあると考えられる。さらに、懇談会の相手側出席者の職名及び氏名の中には、平成8年度に行われた懇談会に係るものがあるが、平成8年度以後に行われる懇談会の相手側出席者の職名及び氏名を開示することを定めた食糧費等支出関係公文書の開示方針が一般に公表されており、これにより、相手側出席者は、自己の職名及び氏名が開示されることを前提に出席することになるので、平成8年度に行われた懇談会の相手側出席者の職名及び氏名については、公表されることが相手側出席者の了承の範囲内にあると考えられるなど、上記のイの(ア)の情報には、同号ただし書ロに該当するものがあると認められる。

(3) 条例第10条第8号の該当性について

ア 本件公文書には、懇談会の相手側出席者の所属団体名、相手側出席者の所属のうち、所属部名、所属局名及び所属課名等の所属団体名以外の部分、相手側出席者の職名及び氏名並びに贈答品の贈答先の団体名及び氏名等が記載されている。

イ 上記のアの情報が条例第10条第8号に該当するかどうかの判断基準として、前記のとおり青森県において平成9年2月12日に食糧費等支出関係公文書の開示方針（以下「開示方針」という。）が策定され一般に公表されていることが当審査会に明らかであり、当審査会も上記のアの情報の条例第10条第8号の該当性を開示方針に従って判断することとする。

これによれば、懇談会の相手側出席者に係る情報については、条例施行前のものと条例施行後のものとは区別して考察すべきことになる。また、懇談会がいつ行われたかに関わらず、懇談会が用地交渉、企業誘致に係る交渉等に伴う懇談会であるかどうかを考慮する必要がある。さらに、贈答品の贈答先に係る情報については、不特定多数の者が知り得る状況にある場合等の事情があるかどうかを考慮する必要がある。

ウ 条例施行前の懇談会の相手側出席者の所属団体名の中には、実態と一致していないもの又は実態と一致しているか否か不明のものがあり、これらの情報を開示すると、当該団体の名誉を毀損し、当該団体との信頼関係を損ない、以後の事務の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる。また、懇談会の相手側出席者の所属団体名の中には、企業誘致に係るものがあり、これらの情報を開示すると、以後の企業誘致事務の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる。

また、懇談会の相手側出席者の所属のうち、所属部名、所属局名及び所属課名等の所属団体名以外の部分並びに懇談会の相手側出席者の職名及び氏名の中には、条例施行前の懇談会に係るものがあり、これらの情報を開示することは、条例施行後と異なり、相手方にとっては予見外のことであり、相手方との信頼関係を著しく損ない、以後の事務の公正又は円滑な執行に著しい支障を生ずるおそれがあると認められる。

さらに、懇談会の相手側出席者の職名及び氏名の中には、企業誘致に係る懇談会の相手方に関するものがあり、これらの情報を開示すると、以後の企業誘致事務の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる。

次に、贈答品の贈答先の団体名及び氏名等といった贈答先が分かる情報の中には、当該贈答先を不特定多数の者が知り得る状況にある場合等の事情がないものがあり、これらの情報を開示すると、贈答先との信頼関係を損ない、今後の事務の公正又は円滑な執行に著しい支障が生ずるおそれがあると認められる。

エ 以上のとおり、本件公文書には、実施機関の主張する理由以外の理由で同号に該当する情報が記録されているものである。

5 条例第12条の該当性について

(1) 条例第12条は、「実施機関は、開示請求に係る公文書に第10条各号のいずれかに該当する情報・・・が記録されている場合において、当該情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離できるときは、同条の規定にかかわらず、当該情報が記録されている部分を除いて、当該公文書を開示しなければならない」と規定している。

(2) そこで、本件公文書には条例第10条第3号及び第8号に該当する情報が記録されている部分とそれ以外の部分があるので、本件公文書について、条例第12条の該当性を検討したところ、本件公文書の構成からして、当該情報が記録されている部分とそれ以外の部分とを、容易に、かつ、開示請求の趣旨が損なわれない程度に分離できると認められるので、当該情報が記録されている部分を除いて、本件公文書を開示しなければならないと判断する。

6 結論

以上のとおり、本件公文書には、別記1のとおり、条例第10条第3号及び実施機関の主張する理由以外の理由で条例第10条第8号に該当する情報が記録されているので、これらの情報を除き開示すべきであり、本件処分のうち、実施機関が本件公文書を非開示とした部分は妥当でなく、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過等

1 当審査会の処理経過の概要は、別記2のとおりである。

2 この答申における条例の条文は、青森県個人情報保護条例（平成10年12月青森県条例第57号）附則第3項の規定に基づく改正前の条例の条文である。

別記 2

審査会の処理経過の概要

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-------------------------------|----------------------|
| 平成10年 7 月 7 日 | ・ 実施機関からの諮問を受理した。 |
| 平成10年 7 月 27 日 | ・ 実施機関からの理由説明書を受理した。 |
| 平成10年 8 月 19 日 | ・ 異議申立人からの意見書を受理した。 |
| 平成10年 9 月 8 日 (第24回審査会) | ・ 審査を行った。 |
| 平成10年10月13日 (第25回審査会) | ・ 審査を行った。 |
| 平成10年11月11日 (第26回審査会) | ・ 審査を行った。 |
| 平成10年12月 8 日 (第27回審査会) | ・ 異議申立人からの意見聴取を行った。 |
| 平成11年 1 月 26 日 (第28回審査会) | ・ 審査を行った。 |
| 平成11年 3 月 1 日 (第29回審査会) | ・ 実施機関からの意見聴取を行った。 |
| 平成11年 4 月 16 日 (第30回審査会) | ・ 審査を行った。 |
| 平成11年 5 月 24 日 (第31回審査会) | ・ 審査を行った。 |
| 平成11年 6 月 11 日 (第32回審査会) | ・ 審査を行った。 |

| 年 月 日 | 処 理 内 容 |
|-------------------------|----------|
| 平成11年7月19日 (第33回審査会) | ・審査を行った。 |
| 平成11年8月24日 (第34回審査会) | ・審査を行った。 |
| 平成11年9月27日 (第35回審査会) | ・審査を行った。 |

(参考)

青森県公文書開示審査会委員名簿

(五十音順)

| 氏名 | 役職名等 | 備考 |
|--------|----------------|---------|
| 石田 恒久 | 弁護士 | 会長 |
| 加藤 勝康 | 青森公立大学学長 | 会長職務代理者 |
| 千葉 多香子 | 私立千葉学園千葉幼稚園園長 | |
| 中村 年春 | 青森大学社会学部教授 | |
| 西村 恵美子 | 青森県読書団体連絡協議会会長 | |